

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人高知県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第43条の規定に基づき、定款第39条第1号に規定する一般互助部（以下「一般互助部」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 一般互助部は、定款第40条第1項に規定する一般互助部会員（以下「一般互助部会員」という。）で構成する。

(会員)

第3条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。ただし、職員の再任用に関する条例（平成12年高知県条例第3号）の規定又はその他の規定に基づき再任用された者及び退職互助部特別会員の資格を有する者を除く。

(1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の（ア）から（カ）までの一に該当する者。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する職員

(イ) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員

(ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員

(オ) 高知県公立大学法人の職員

(カ) 公立学校共済組合高知支部の職員

(2) 一般財団法人高知県教職員互助会（以下「互助会」という。）事務局の職員

(3) 前(1)又は(2)に該当する者で、一般互助部に加入していない雇用期間に定めのある職員が、雇用期間に定めのない職員となった日に加入資格を取得する。

一部改正（令和2年4月1日）

一部改正（令和3年2月20日）

(会員資格の得喪)

第4条 一般互助部会員の資格は、前条に掲げる要件を備えるに至った日以後、定められた手続きを完了したときに、前項に掲げる要件を備えた日にさかのぼってこれを取得し、当該要件を欠くに至った日の翌日からこれを喪失する。

2 前項の手続きは、一般互助部の会員資格の取得を希望する者が加入申込書（別記第1号様式）を理事長に提出し、受理されたとき完了する。

3 第1項の規定にかかわらず、一般互助部から脱退を希望する者は一般互助部脱退申出書（別記第2号様式）を理事長に提出するものとし、受理された日の属する月の翌月から資格を喪失する。

一部改正（平成29年4月1日）

(会員期間の計算)

第5条 一般互助部会員の会員期間の計算は、その資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

(会員の権利及び義務)

第6条 一般互助部会員は、次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 給付を受ける権利
 - (2) 事業に参加する権利
 - (3) 役員及び評議員になる権利
 - (4) 互助会の諸規程及び機関の決定に服する義務
 - (5) 掛金を納入する義務
- (権利の譲渡)

第7条 一般互助部会員又は一般互助部会員であった者の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することはできない。

第2章 給付及び掛金

(給付の種類等)

第8条 給付の種類、額及び条件は、評議員会の議決により別に定める。

(給付の請求)

第9条 給付は、一般互助部会員又は一般互助部会員であった者の請求によって行う。ただし、その者が死亡した場合にあっては、その遺族とする。

2 遺族とは、別に規定する場合を除き、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（一般互助部会員の死亡時に、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及びその葬儀を執り行った者

(給付の請求期限)

第10条 給付の請求は、その原因である事実の発生した日の翌日から3年以内に行わなければならない。

(給付の対象)

第11条 給付は、原則として、給付原因である事実が一般互助部会員の資格を有する期間に生じたものに限り行う。

(給付の制限)

第12条 給付は、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 故意によって給付原因を生ぜしめたとき。
- (2) 虚偽の請求を行ったとき。
- (3) 掛金納入義務を履行しないとき。
- (4) 不正の事実があったとき。

(事業)

第13条 一般互助部では、定款第4条第4号に掲げる事業を実施するほか、同条第1号に掲げる事業として、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 一般互助部会員及びその親族に対する医療費補助金等の給付
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般互助部会員の福利厚生に関する給付その他の事業

(掛金及び掛金率)

第14条 一般互助部会員は、毎月掛金として給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。）月額（年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を12で除した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた

額)の1,000分の6に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を給与からの控除により互助会に納入しなければならない。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定に基づき育児休業をしている一般互助部会員が互助会に申出(別記第2号様式)をしたときは、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。

(掛金の算定)

第15条 前条に規定する掛金の基礎となる給料月額は、毎月初日の給料月額とする。月の途中において、一般互助部会員の資格の得喪があった場合でも1月分の掛金を納入するものとする。

2 休職、欠勤等により一般互助部会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても掛金の基礎となる給料は、減額しないものとする。

(給付金からの控除)

第16条 一般互助部会員又は一般互助部会員であった者が互助会に支払う金額があるときは、その者又はその遺族に支払うべき給付金からこれを控除することができる。

第3章 会計

(経費)

第17条 一般互助部の経費は、一般互助部会員の掛金及びその他の収入金をもって充て、予算で定める。

第4章 事務局

(職員)

第18条 事務局には、次の表の右欄に掲げる職務を行う同表左欄に掲げる職員を置くことができる。

職員	職務
事務局長	理事長の命を受けて、この法人の事務を処理する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任	高度の専門的な事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
主幹	特定の事務に従事する。
主査	高度の事務に従事する。
主事	事務に従事する。

2 職員の服務、給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生並びに分限及び懲戒は、高知県教育委員会事務局職員の例による。

第5章 雑則

(規程の制定)

第19条 この規則の施行に関し必要な規程は、評議員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(財団法人高知県教職員互助会運営規則の廃止)
- 2 財団法人高知県教職員互助会運営規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年2月20日から施行し、令和3年1月1日に遡及して適用する。